明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○金融商品取引法等の一部を改正する法律（四五）　一〇
○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（四六）　一七
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（四七）　一四
○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（四八）　一七
○刑法等の一部を改正する法律（四九）　一四
○薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（五〇）　一九
○株式会社海外需要開拓支援機構法（五一）　一五

〔告　示〕

○重要文化財を国宝に指定する件（**文部科学**一〇三～一〇五）　一四
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件及び旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（**同**一〇六～一〇八）　一五
○有形文化財を重要文化財に指定する件（**同**一〇九～一一五）　一六
○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（**同**一一六）　二二
○重要文化財の員数を改める件（**同**一一七、一一八）　二二
○重要文化財を管理すべき団体を定める件（**文化庁**四〇）　二三

本号で公布された法令のあらまし

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律（法律第四五号）（金融庁）

一　金融商品取引法の一部改正関係

1　インサイダー取引規制に係る見直し

㈠　情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入

(1)　会社関係者であって重要事実を知ったものは、他人に対し、当該重要事実の公表前に取引をさせることにより利益を得させる等の目的をもって、当該重要事実を伝達し、又は取引を勧めてはならないこととした。また、公開買付者等関係者であって公開買付け等事実を知ったものについても、同様の規制を設けることとした。（第一六七条の二関係）

(2)　(1)の違反により情報受領者等が公表前に取引をした場合、違反者に対して次の計算方法により課徴金を課すこととした。

イ　仲介関連業務に関し違反行為をした場合には、当該違反行為をした日の属する月における情報受領者等からの仲介関連業務の対価に相当する額に三を乗じて得た額

ロ　募集等業務に関し違反行為をした場合には、イの計算方法によって得た額及び募集等業務等の対価に相当する額に二分の一を乗じて得た額の合計額

ハ　イ及びロ以外の場合には、違反行為により情報受領者等が行った取引によって得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額（第一七五条の二関係）

(3)　(1)の違反により伝達等を受けた者が公表前に取引をした場合、違反者を五年以下の懲役若しくは五〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとするとともに、法人に対して五億円以下の罰金刑を科することとした。（第一九七条の二及び第二〇七条関係）

㈡　「他人の計算」による違反行為に対する課徴金の引上げ

運用対象財産の運用として、自己以外の者の計算において不公正取引をした者について、当該取引をした日の属する月における運用対象財産の運用の対価に相当する額に三を乗じて得た額の課徴金を課すこととした。（第一七三条～第一七五条関係）

㈢　投資法人の発行する投資証券等の取引へのインサイダー取引規制の導入

投資法人の発行する投資証券等の取引をインサイダー取引規制の対象とすることとし、会社関係者の範囲に資産運用会社及びその親会社等の関係者を加えるとともに、投資法人の特性を考慮した重要事実等を規定することとしたほか、投資法人の役員等による投資証券等の取引の報告等に関する所要の規定を整備することとした。（第一六三条及び第一六六条関係）

㈣　近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し

(1)　会社関係者又は会社関係者からの情報受領者の間のみならず、当該情報受領者と重要事実を知っている者との間における市場外の取引については、インサイダー取引規制を適用しないこととした。（第一六六条第六項関係）

(2)　公開買付け等の対象株券等の発行者及びその役職員について、公開買付者等関係者の対象とすることとした。（第一六七条第一項関係）

(3)　公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者等について、自ら公開買付けを行う際に公開買付届出書等に当該伝達を受けた事実の記載等をした場合又は当該伝達を受けた日等から六月が経過している場合には、インサイダー取引規制を適用しないこととした。（第一六七条第五項関係）